

2016年9月16日

『おおさか府民の自転車保険』販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、一般社団法人自転車安全対策協議会（以下「自転車安全対策協議会」）と連携し、同協議会会員（以下「サイクルメンバーズ」）向け保険制度『おおさか府民の自転車保険』を開発し、2016年9月20日から保険の案内を開始します。

1. 背景・経緯

- ・大阪府では、2016年4月1日に自転車条例が施行され、7月1日から本条例第12条に基づいて自転車保険の加入が義務化されました。
- ・損保ジャパン日本興亜は、2016年7月14日に保険会社として初めて大阪府と包括連携協定を締結しました。8分野32項目において協働しており、自転車の安全事業連携についても協定しています。
- ・本協定に基づき、自転車安全対策協議会と連携して、協議会サイクルメンバーズ向けの『おおさか府民の自転車保険』を新たに開発しました。

2. 『おおさか府民の自転車保険』の補償概要

- (1) 保険契約者：自転車安全対策協議会
- (2) 被保険者：自転車安全対策協議会のサイクルメンバーズのうち、保険制度加入を希望される方（年齢を問わずご加入が可能です）
- (3) 募集開始：2016年9月20日
- (4) 保険期間：2016年10月1日午前0時から1年間（以後、毎月1日・15日開始）
- (5) 補償内容：
 - ①賠償責任補償
自転車の所有、使用または管理に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
 - ②傷害補償
自転車事故（自転車搭乗中の事故または自転車に搭乗していない時の運行中の自転車との衝突等）により、被保険者が亡くなられた場合、後遺障害が生じた場合または入院された場合に保険金をお支払いします。
- (6) 主な加入プラン：
 - ：賠償責任補償1億円、傷害補償100万円のプランで年間掛金は1,310円となります。なお、全てのプランにおいて示談交渉サービスが付帯されています。
- (7) 加入方法：自転車安全対策協議会のホームページを通じて、インターネット上でお申込み手続きができます。また、「サイクルメンバーズ入会のご案内」に記載されている申込書（加入依頼書）を用いた書面でのお申込み手続きもできます。
- (8) 特徴：
 - ：大阪府自転車条例の施行に伴い、「加入年齢制限の撤廃」「条例に沿った自転車に限定した補償」「加入しやすい掛金水準」といった大阪府民・大阪府からでていた多数の要望を実現した制度となっています。

3. 今後の展開について

損保ジャパン日本興亜は、今後も自転車事故の備えとなる保険商品・サービス・情報の提供を通じて、皆さまが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上